

＜警備業者、測量・調査業者等の施工体制台帳への不記載について＞

1. 変更内容

【変更前】

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、建設業法上の記載範囲（28業種区分）に警備会社との契約（無い場合は不要）を含めたものとする。但し、下請負人が警備会社のみの場合は、監督員と協議の上、施工体制台帳で記載する内容を施工計画書に明記して提出することで、施工体制台帳等の提出を省略することができるものとする。

【変更後】

建設業者以外の者で、建設工事の完成を請負っていない警備業者、測量・調査業者等については、建設業法上、施工体制台帳への記載は必要ないため、今後は、施工体制台帳への記載を不要とする。

ただし、施工計画書には、会社名、責任者名、連絡先を必ず記載することとする。

【問合せ先】

倉敷市総務局総務部工事検査課技術管理室

電話：（086）426－3453